

表 1 問い合わせが多いごみの出し方

種類	出し方
ペットボトル (10月1日~)	ラベルとキャップを外して中をすすぎ、つぶしてごみステーションの専用ネットに入れる。
蛍光灯 (10月1日~)	ライター・電池などと同様、ビニール袋や購入した際のパッケージなどに入れ、燃やさないごみの日に、他のごみとは 1 m 程度離して出す。
紙・布類	ぬれると資源として利用できないため、雨天の場合は次回の収集日に出す。
粗大ごみ	<p>方法①</p> <p>福増クリーンセンターに電話で申し込む。</p> <p>↓</p> <p>処理券が送られてきたら、支所、コンビニエンスストア、郵便局、市内の金融機関でお金を振り込む。</p> <p>↓</p> <p>福増クリーンセンターに電話し、収集日を決める。</p> <p>↓</p> <p>収集日の午前 8 時までに処理券を粗大ごみに貼付して玄関先(集合住宅は 1 階)に出す。</p> <p>※粗大ごみは、おおむね幅・奥行き・高さの合計が 150 cm 以上のものです。</p>
	<p>方法②</p> <p>支所かクリーン推進課で処理券を購入する。</p> <p>↓</p> <p>福増クリーンセンターに電話し、収集日を決める。</p> <p>↓</p> <p>収集日の午前 8 時までに処理券を粗大ごみに貼付して玄関先(集合住宅は 1 階)に出す。</p> <p>※粗大ごみは、おおむね幅・奥行き・高さの合計が 150 cm 以上のものです。</p>
	<p>新しい『資源物・家庭ごみの分け方・出し方』と『家庭ごみ収集カレンダー』は、市役所、支所で配布しています(市ウェブサイトからダウンロード可)。</p> <p>封書の裏面に住所、氏名、電話番号、希望配布物を記載し、80 円切手(両方を希望する場合は 90 円切手)を貼付した返信用封筒(長形)</p>
	<p>郵便物を希望する場合は、封書の裏面に住所、氏名、電話番号、希望配布物を記載し、80 円切手(両方を希望する場合は 90 円切手)を貼付した返信用封筒(長形)</p>

問い合わせが多いごみの出し方
表 1 のとおり

新しい『資源物・家庭ごみの分け方・出し方』と『家庭ごみ収集カレンダー』は、市役所、支所で配布しています(市ウェブサイトからダウンロード可)。

封書の裏面に住所、氏名、電話番号、希望配布物を記載し、80 円切手(両方を希望する場合は 90 円切手)を貼付した返信用封筒(長形)

10月1日~
資源物の毎週収集と
ペットボトルのごみステーション収集を開始
ごみの収集方法・処理手数料を変更

10月1日(月)から、リサイクル率と利便性の向上、ごみ処理原価に応じたごみ処理手数料の適正化を図るため、ごみの収集方法やごみ処理手数料が変わります。



リサイクルに協力を

3号を同封して申し込んでください。※対象は、市内在住の個人に限ります。また1回の申し込みにつき、1回分の返信となりません(複数枚の封筒の同封は不可)。

表 2 ごみの収集方法と処理手数料の変更内容

ごみの区分	変更内容	
	収集方法	手数料
家庭系ごみ	燃やすごみ	・変更なし
	資源物	・収集回数を月 2 回から週 1 回に拡充 ・ペットボトルのごみステーション収集を実施
	燃やさないごみ	・収集回数を月 2 回から月 1 回へ縮減
	有害ごみ	・蛍光灯の分別収集を実施
粗大ごみ	・ふれあい収集を実施(高齢者や障がい者世帯で粗大ごみを処分する際、身近な人の協力を得ることができず、屋外への運び出しが困難な世帯に対する、屋内からの運び出しサービス。対象世帯・手続きなどについては福増クリーンセンターに問い合わせてください。)	<p>・収集を依頼する場合 = 1 点あたり 940 円 → 1,200 円 ※手数料の納付が支所、市役所、金融機関の他、コンビニエンスストア、郵便局でも可能になります。</p> <p>・福増クリーンセンターへ持ち込む場合 = 1 点あたり 420 円 → 10 kg 当たり 200 円</p>
	・変更なし	<p>・福増クリーンセンターへ持ち込む場合 = 10 kg 当たり 147 円 → 200 円</p> <p>・福増クリーンセンターへ持ち込む場合 = 1 点あたり 840 円 → 10 kg 当たり 200 円</p>
事業系ごみ	燃やすごみ	・変更なし
	燃やさないごみ	
	粗大ごみ	・福増クリーンセンターへ持ち込む場合 = 1 点あたり 840 円 → 10 kg 当たり 200 円

※燃やすごみ・資源物の収集は、祝日・休日(年末年始を除く)も実施します。燃やさないごみは、祝日・休日・年末年始の場合は振替収集を実施します。

不法投棄は禁止です

不法投棄は、環境を汚染し地域の美観を損ねます。法律により禁止されている行為であり、違反すると懲役か罰金またはその両方が科せられます。不法投棄を発見したら、不法投棄対策課に連絡してください。また市や県では次の専用電話を設け、不法投棄の情報を

24 時間受け付けています。
(1)市不法投棄ストップコール ☎ 5374、(2)県産廃残土県民ダイヤル ☎ 043 (223) 3801



問合せ Web 不法投棄対策課 ☎ 9858

申込・問合せ先

- (1) Web クリーン推進課
(〒 290-8501) ☎ 9053
- (2) 福増クリーンセンター
(〒 290-0202・福増 124-2)
☎ 1191

認知症高齢者グループホーム運営事業者募集

平成 25 年度から認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)を整備運営する事業者を募集します。
募集圏域・募集数 (1)加茂圏域 = 1 事業所 (2)加茂圏域、市津・ちはら台圏域を除く市内全域 = 1 事業所(加茂圏域に応募がなかったときは、市津・ちはら台圏域を除く市内全域から 2 事業所。ただし同一の圏域からは 1 事業所のみ選定)
申込方法 高齢者支援課にある申込書(市ウェブサイトからダウンロード可)に必要事項を書き、9 月 19 日(水)から 10 月 22 日(月)までに窓口で申し込む。
申込・問合せ先 Web 同課 ☎ 9873